

令和6・7・8年度 令和7・8・9年度 令和5・6・7年度
工事請負 物品供給等 測量・建設
・業務委託 コンサルタント等

入札参加資格審査申請要領

工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等（随時申請用）

申請受付期間	【工事請負、測量・建設コンサルタント等】 令和7年3月1日から令和8年1月31日まで （土・日・祝日及び令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く） 受付時間 午前9時から午後5時30分まで ※「工事請負」と「測量・建設コンサルタント等」の両方に登録することはできません。
	【物品供給等・業務委託】 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで （土・日・祝日及び令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く） 受付時間 午前9時から午後5時30分まで
書類提出	審査業務を円滑にするため申請入力後概ね 7日以内 に送付してください。 なお、申請入力日の翌月の7日（土日祝日の場合は翌開庁日）を超えて到着したものは受付できません。（最終期限は4ページを確認してください。）
承認日	申請入力日の翌々月の第1開庁日
資格有効期限	工事請負 令和 9年3月31日まで 物品供給等・業務委託 令和 10年3月31日まで 測量・建設コンサルタント等 令和 8年3月31日まで

- この要領には、大阪市の入札参加資格審査の申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- 申請は、大阪市電子調達システムホームページの「業者登録システム」に必要なデータを入力した後、書類一式を出力し必要事項を記入・押印したうえで証明書類等を同封して送付又は契約管財局契約部に設置の受付箱に投函することで完了します。
- 今回の入札参加資格審査の結果、承認されますと有資格者として大阪市電子調達システムホームページ上の入札参加有資格者名簿において、商号又は名称や住所等の情報を公表します。
- この申請等で収集された情報は、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連する法令等に従い大阪市の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

大 阪 市

目 次

1	入札契約業務における大阪府・大阪市の連携について	2 ページ
2	資格要件	3 ページ
3	申請から承認まで	5 ページ
4	種目・項目	9 ページ
5	希望種目の登録（工事請負のみ）	10 ページ
6	注意事項	11 ページ
7	大阪市電子入札案件お知らせメールサービス	12 ページ

資料 1	誓約事項	13 ページ
資料 2	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）	14 ページ
資料 3	経営事項審査における総合評定値(P 点)に対しての 物件等級及び発注予定価格（工事請負のみ）	17 ページ

帳票見本	18 ページ
大阪市使用印鑑届記載例	19 ページ
大阪市営業所所在地等報告書記載例（工事請負のみ）	20 ページ
総合評定値通知書（工事請負のみ）	22 ページ
大阪市からのお知らせ	23 ページ
よくある質問と回答	24 ページ
申請についてのお問い合わせ	27 ページ

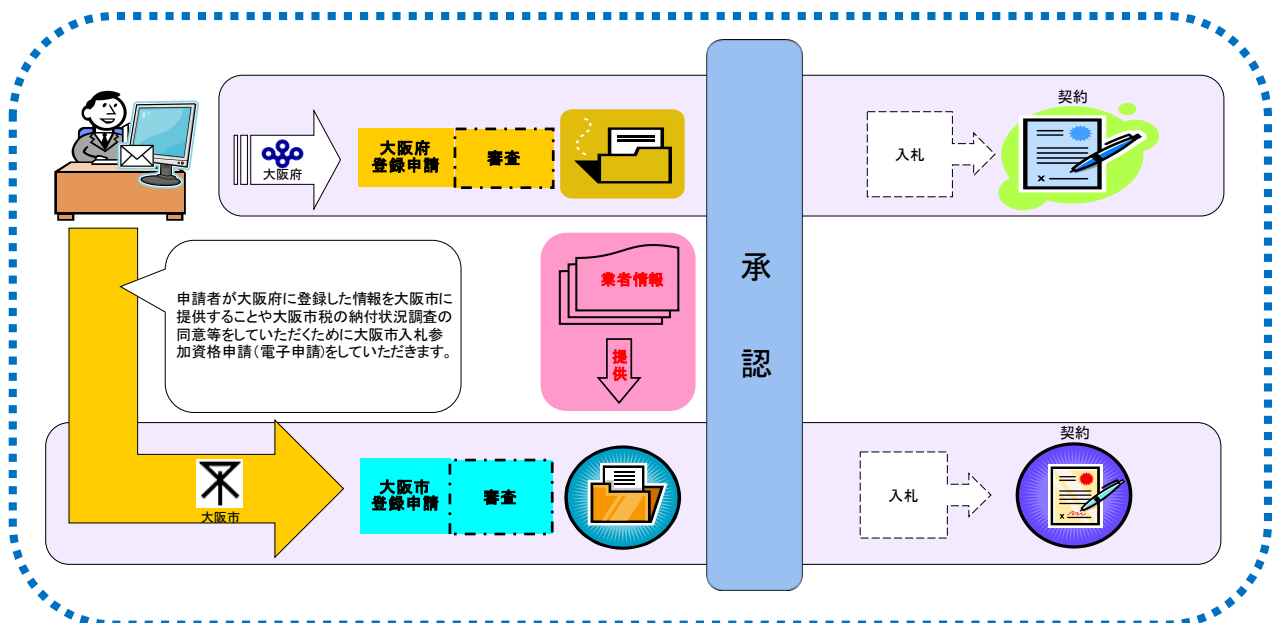
1 入札契約業務における大阪府・大阪市の連携について

大阪市・大阪府の連携により、申請の負担軽減をはかっています。

大阪市が実施する入札参加資格審査は、「**大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていること**」を資格要件のひとつとすることによって、申請にかかる負担を軽減しています。

大阪市には、比較的簡単な手続きを行っていただくことで申請が完了します。承認後は、申請者が大阪府に登録した情報の提供を受け、大阪市の入札・契約事務に利用します。

- ※ 大阪市の審査要件として、大阪市税に係るすべての徴収金を完納しているか納付状況について調査させていただきます。調査の結果、未納があった場合は大阪市の入札参加資格の承認を受けられませんのでご注意ください。



2 資 格 要 件

次の要件を全て満たすことが必要です

- ① 大阪市の承認日時時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 大阪市税に係る徴収金を完納していること(ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。)
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

① 大阪市の承認日時時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

- 大阪市の入札参加有資格者として承認されるには、大阪市の承認日に大阪府の競争入札参加資格に登録されている必要があります。大阪市の承認日までに大阪府に登録されるためには、工事請負及び測量・建設コンサルタント等については、大阪市の承認日の前月の10日までに大阪府に申請してください。また、物品供給等・業務委託については、大阪府では随時に受付されていますが、大阪府の承認までに10日から2週間程度の日数を要しますのでご注意ください。
- [大阪府の競争入札参加資格審査申請](#)に関しては、「[大阪府の競争入札参加資格審査申請に関すること](#)」(27ページ)にお問い合わせください。
- 大阪市の承認日に大阪府に登録されている種目が大阪市にも登録されます。
- 大阪市への申請を行った時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていても、大阪市の承認日に登録されていない場合は、大阪市の承認は受けることができませんので、ご注意ください。

	資 格		
	工事請負	物品供給等・業務委託	測量・建設コンサルタント等
大阪市	令和6・7・8年度 工 事 請 負 入 札 参 加 資 格	令和7・8・9年度 物品供給等・業務委託 入 札 参 加 資 格	令和5・6・7年度 測量・建設コンサルタント等 入 札 参 加 資 格
大阪府	令和6・7・8年度 建 設 工 事 競 争 入 札 参 加 資 格	令和7・8・9年度 物品・委託役務関係 競 争 入 札 参 加 資 格	令和5・6・7年度 測量・建設コンサルタント等業務 競 争 入 札 参 加 資 格
注意事項	大阪府の「建設工事一般 競争入札(特定調達契 約)参加資格」ではあり ません。		

② 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。）

- 大阪市税に係る徴収金を完納していることが要件となります。
- 申請されたすべての方について、大阪市税に係る徴収金を完納しているかどうか、大阪市内で調査させていただきます。未納があった場合は、大阪市の入札参加資格の承認を受けることができませんので、ご注意ください。大阪市税に係る徴収金とは、次のとおりです。

法人市民税、市・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金及び過少申告加算金

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- 詳しくは、「資料2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）」をご覧ください。

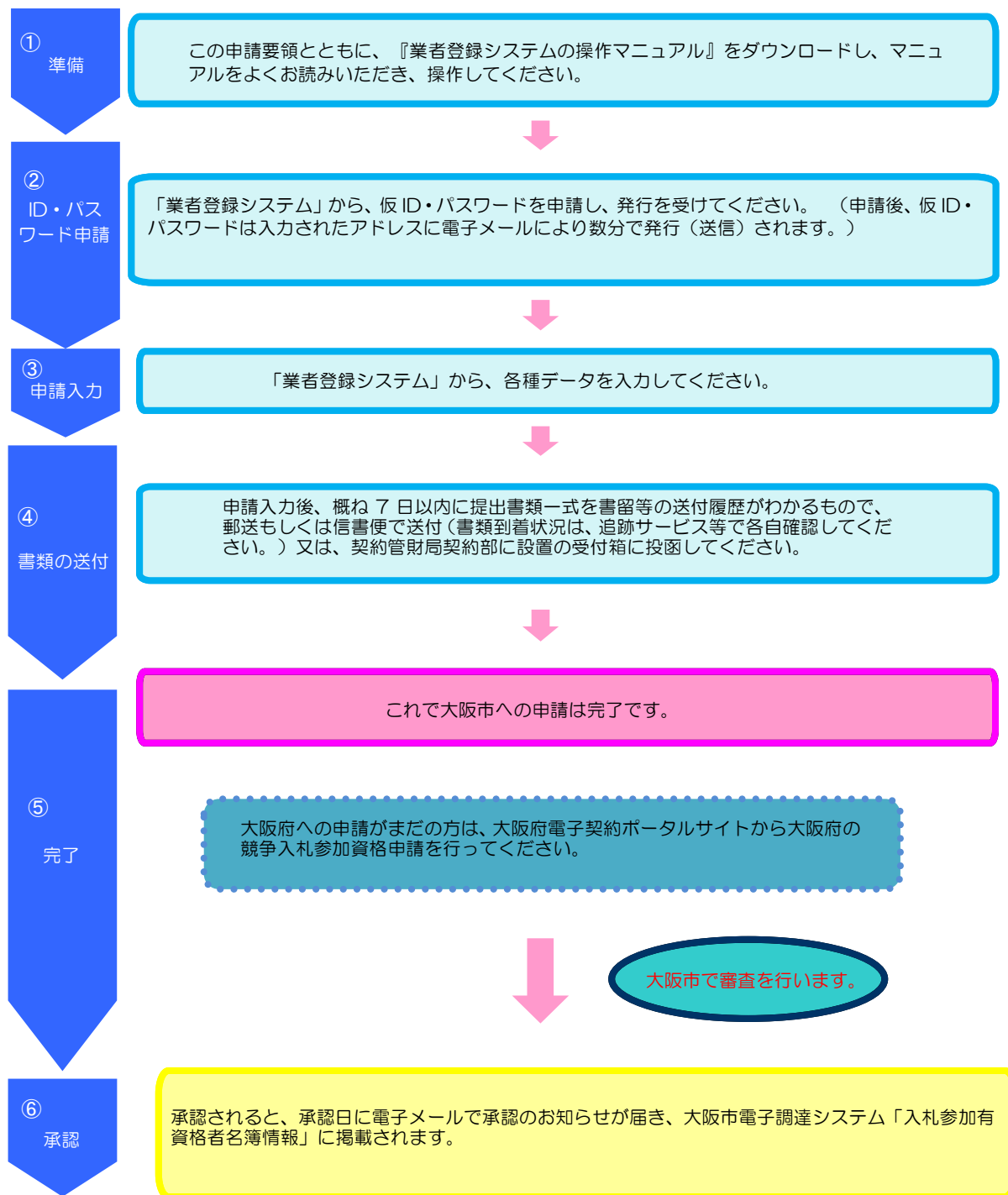
3 申請から承認まで

申請受付期間	提出書類受付最終期限	承認日
令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月7日まで	令和7年5月1日
上記の期間は、「工事請負、測量・建設コンサルタント等」のみの受付となります。 「物品供給等・業務委託」の受付は行いませんので、ご注意ください。		
令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで	令和7年5月7日まで	令和7年6月2日
令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで	令和7年6月9日まで	令和7年7月1日
令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで	令和7年7月7日まで	令和7年8月1日
令和7年7月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年8月7日まで	令和7年9月1日
令和7年8月1日から 令和7年8月31日まで	令和7年9月8日まで	令和7年10月1日
令和7年9月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月7日まで	令和7年11月4日
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで	令和7年11月7日まで	令和7年12月1日
令和7年11月1日から 令和7年11月30日まで	令和7年12月8日まで	令和8年1月5日
令和7年12月1日から 令和7年12月31日まで	令和8年1月7日まで	令和8年2月2日
令和8年1月1日から 令和8年1月31日まで	令和8年2月9日まで	令和8年3月2日

※ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（土・日・祝日及び令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

※ 提出書類受付最終期限の午後5時30分を過ぎて到着した提出書類は受け付けすることができません。書類の提出が無かったものとして承認されないため、再度、仮ID・パスワードを取得するところからやり直していただく必要があります。

資格有効期限	工事請負 物品供給等・業務委託 測量・建設コンサルタント等	令和 9年3月31日まで 令和 10年3月31日まで 令和 8年3月31日まで
--------	-------------------------------------	---



※工事請負の希望種目について

工事種目 47 種目のうち 10 種目（土木工事・建築工事・舗装工事・電気工事・給排水衛生冷暖房工事・造園工事・解体工事・防球ネットフェンス工事・塗装工事・防水工事）については、承認後に希望種目の登録が必要となります（詳しくは 10 ページ「5 希望種目の登録（工事請負のみ）」を参照）。

① 準備

- ・ この申請要領とともに、大阪市電子調達システムから、『オンライン操作マニュアル（業者登録システム 申請関係）』をダウンロードし、マニュアルをよくお読みのうえ操作してください。

② 仮 ID・パスワード申請

- ・ 申請には ID・パスワードが必要です。
 - ※ ID は、「工事請負用 ID」「物品供給等・業務委託用 ID」「測量・建設コンサルタント等用 ID」でそれぞれ別のものとなっています。
 - ※ ID はいずれもアルファベット 1 文字と 8 桁の数字で構成されています。
工事請負用は「K」、物品供給等・業務委託用は「B」、測量・建設コンサルタント等用は「C」で始まります。
- ・ 申請にあたっては、大阪市電子調達システムの「業者登録システム」から、仮 ID・パスワードを申請し、発行を受けてください。（申請後、仮 ID・パスワードは入力されたアドレスに電子メールにより数分で発行（送信）されます。）

③ 申請入力

- ・ ②で発行を受けた ID を使用して大阪市電子調達システム「業者登録システム」にログインし、申請データを入力してください。
- ・ 申請入力された情報をもとに申請者の確認及び審査を行います。
- ・ 大阪府に登録済み及び申請手続き中（登録はまだ）の方は、大阪市への申請時に大阪府の業者番号（ID：7 桁の数字）を入力してください。
大阪府への申請手続きをされていない方については、大阪市への申請が済んだ後、大阪府へ申請を行ってから、改めて大阪市電子調達システム「業者登録システム」にログインし、大阪府の業者番号を入力してください。
- ・ 過去に大阪市の入札参加資格審査申請を行った場合でも、申請時点で大阪市の入札参加有資格者でない場合は、その ID・パスワードは使用できません。②で新たに仮 ID・パスワードを申請してください。

④ 書類の送付

- ・ 申請入力後、概ね 7 日以内に次の提出書類一式を書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）又は、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください（提出書類受付最終日は午後 5 時 30 分必着です。）。
- ・ 提出書類は、A4 用紙（縦型）により片面印刷してください。また、提出書類送付（持参）にあたっては、システムから出力される「宛名ラベル」を封筒（角形 2 号）に必ず貼付してください。
- ・ 「工事請負」「物品供給等・業務委託」「測量・建設コンサルタント等」の提出書類は、それ

それ別の封筒に入れて提出してください。

- ・ 申請内容に不明な点等があった場合は、大阪市より電話等で連絡する場合がありますので、申請内容については必ず控えを取っておいてください。また、大阪市から提出書類の訂正等について連絡があった場合は、速やかに訂正後の書類を再提出してください。
- ・ 提出書類一式に定めた書類以外の書類は提出不要です。不要な書類（書状、会社パンフレット等）の提出があった場合は、返却せず大阪市で破棄します。

＜提出書類一式＞

		書 類 名	説 明	
「工事請負」「物品供給等・業務委託」「測量・建設コンサルタント等」	1	大阪市提出書類確認表 (システム出力様式)	これにより提出書類に不足がないか確認してください。また、この提出書類確認表も同封して提出してください。	
	2	大阪市使用印鑑届 (システム出力様式)	実印	・ 実印を押印してください ・ 「3 印鑑証明書又は印鑑登録証明書」と同一の印に限ります。
			使用印	【代表者（本店登録）の場合】 ・ 実印を使用する場合は、実印を押印してください。 ・ 実印と異なる印を使用する場合は、代表者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 【受任者（支店登録）の場合】 ・ 受任者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 【注意事項】 ・ 入札、見積り、契約の締結、共同企業体の結成等に使用します。 ・ 商号等が表示されていない印でも登録可能です。 ・ 次の印は登録できません。 × 商号等又は氏名、役職名が登録内容と異なる印（実印、役職の一部を表示した印は登録可能） × 商号等のみ、部署名のみの印 × 受任者を設定している場合の代表者の実印 × スタンプ印
	3	印鑑証明書又は 印鑑登録証明書（原本）	・ 法人の場合は、法務局発行の印鑑証明書を提出してください。 ・ 個人の場合は、市区町村発行の本人の印鑑登録証明書を提出してください。 ※申請日より3か月以内に発行された原本に限ります。	

「工事請負」	4	大阪市営業所所在地等報告書（システム出力様式）	本店登録の場合は、本店（主たる営業所）について、支店登録の場合は支店（契約の窓口となる営業所）について作成してください。 写真は次のものを必ず提出してください。写真はデジタルカメラ等で撮影し、写真用紙以外で紙に印字されたものを貼付いただくことも可能です。 (1) 営業所の建物全体の外観写真（看板などで会社名が確認できない場合は、別写真で確認できるものを追加すること） (2) 営業所内部の写真（机、電話機など執務状況が確認できること）

⑤ 完了

- ・ 申請受付期間内に 2 回以上の申請を行った場合は、原則、1 回目の申請内容を有効とし 2 回目以降の申請は無効とします。
- ・ 申請データを送信した後は、修正ができなくなっています。申請内容を修正する場合は、大阪市の各担当（27 ページを参照してください。）まで連絡してください。なお、書類提出後に申請内容を修正する場合は、書類を再提出していただくことがあります。
- ・ 申請完了から承認予定日までに申請内容を確認したい場合は、大阪市電子調達システム「業者登録システム」にログインいただき確認してください。
- ・ システム障害時やサーバメンテナンス時のほか、特に受付期間終了間近はアクセスが集中し、ご利用いただけない場合がありますので、期限まで十分余裕を持って申請をお願いします。

⑥ 承認

- ・ 承認日に電子メールにより承認又は非承認の審査結果を送付します。なお、承認通知書等の書面は発行しませんので、ご了承ください。
- ・ 電子メールは大阪府に登録した次のアドレスに送信されます。

工事請負、測量・建設コンサルタント等	本店登録の場合	本店メールアドレス
	支店登録の場合	営業所・支店メールアドレス
物品供給等・業務委託		パスワード通知用メールアドレス

- ・ 承認となった場合は、大阪市電子調達システム「入札参加有資格者名簿情報」において登録内容を公表します。
- ・ 大阪市の「入札参加有資格者名簿情報」に公表される情報や、大阪市が契約事務に利用する情報は、大阪市への申請時に入力された情報ではなく、大阪府に登録された情報です。

4 種目・項目

種目については、承認日時点で大阪府に登録されているものが大阪市に登録されるため、大阪市への申請は不要です。

なお、種目の変更を希望する場合は、大阪府へ申請して認定を受けてください。大阪市の種目は、「工事請負」及び「測量・建設コンサルタント等」の場合は大阪府の認定日と同日（毎月 1 日付け）に、「物品供給等・業務委託」の場合は大阪府の認定日の翌開庁日に変更されます。

種目一覧は、この申請要領とは別に用意しています。申請する区分に対応した種目一覧をご覧ください。種目一覧には、それぞれの種目に対応した大阪市の発注例を記載しています。

区分	大阪市への種目登録	種目一覧
工事請負	大阪府と同様 ※	（別冊 1）工事請負用
物品供給等・業務委託	大阪府と同様	（別冊 2）物品供給等・業務委託用
測量・建設コンサルタント等	大阪府と同様	（別冊 3）測量・建設コンサルタント等用

※ 「5 希望種目の登録（工事請負のみ）」をご覧ください。

5 希望種目の登録（工事請負のみ）

大阪市の工事請負は、「登録種目」（32種目）を細分化した「工事種目」（47種目）に基づき、発注します。また、「工事種目」のうち10種目（次表参照）については、受注機会の均等を図るため別途設ける「希望種目」の登録がなければ、入札に参加することができません（特殊な工事等で入札参加者が少ないことが見込まれる場合は除く）。

「希望種目」を指定した入札案件に参加を希望する場合は、承認後に大阪市電子調達システム「業者登録システム」にログインし、「希望種目登録」メニューから登録しておく必要があります。承認前は登録できませんので、承認後に登録をお願いします。

「希望種目」の登録方法等については、『オンライン操作マニュアル（業者登録システム 第9章 工事請負の申請（希望種目の登録））』及び『（別冊1）種目一覧 工事請負用』をご確認ください。

○「希望種目」の指定を行う「工事種目」

「希望種目」	「工事種目」		「登録種目」	
土木工事	01	土木工事	010	土木一式工事
建築工事	02A	建築工事	020	建築一式工事
舗装工事	03	舗装工事	130	舗装工事
電気工事	04	電気工事	080	電気工事
給排水衛生冷暖房工事	05	給排水衛生冷暖房工事	090	管工事
造園工事	06	造園工事	230	造園工事
解体工事	02C	解体工事	290	解体工事
防球ネットフェンス工事	13B	防球ネットフェンス工事	050	とび・土工・コンクリート工事
塗装工事	11A	塗装工事	170	塗装工事
防水工事	11B	防水工事	180	防水工事
(1) 上記記載の「工事種目」(10種目)については、「希望種目」の登録がないと入札に参加できません。ただし、<u>特殊な工事等で入札参加者が少ないことが見込まれる案件</u>については、「希望種目」の登録が無い業者であっても入札に参加できます。 (2) 「希望種目」の登録については、原則1種目のみとします。(土木工事、建築工事、舗装工事の3種目間では2種目まで登録できます。)				

<「希望種目」登録が行えるパターン>

「土木工事」・「建築工事」・「舗装工事」・「電気工事」・「給排水衛生冷暖房工事」・「造園工事」・「解体工事」・「防球ネットフェンス工事」・「塗装工事」・「防水工事」・「土木工事と建築工事」・「土木工事と舗装工事」・「建築工事と舗装工事」

6 注意事項

- (1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 申請受付期間内の申請行為（システムへのデータ入力と提出書類の提出）は 1 度限りとし、ます（本社と営業所の個々の申請や、営業所ごとの申請は不可）。また、大阪市の承諾なく複数回の申請行為を行ったり、提出書類に加筆や訂正をしたり、システム出力様式に関し、システムから出力される様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となることがありますので十分注意してください。
- (3) 申請内容に不明な点等があった場合は、大阪市より電話等で連絡する場合がありますので、申請内容については必ず控えを取っておいてください。
- (4) 大阪市は、入札参加資格審査申請を統一して行っているため、この申請以外に他局（水道局等）へ入札参加資格審査申請する必要はありません（比較見積については、それぞれの局又は事業所等へお問い合わせください）。
- (5) 工事請負の希望種目の変更のために入札参加資格や承認種目を一旦抹消し、新たに随時申請することはできません。
- (6) 承認後、会社情報に変更が生じた場合は、大阪府へ変更申請を行ってください。
大阪府で変更となった日の翌開庁日に大阪市の登録内容が変更されます。なお、変更内容によっては書類の提出が必要となる場合がありますので、大阪市電子調達システム『オンライン操作マニュアル（業者登録システム 第 10 章 帳票の印刷（変更が生じた場合））』をご確認ください。
- (7) 法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じる場合は、大阪府へご相談ください。大阪府での変更手続きが完了しない場合は、大阪市の入札に参加できない場合があります。
- (8) 申請にあたり、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

7 大阪市電子入札案件お知らせメールサービス

電子入札案件の公開をメールでお知らせします

大阪市の電子入札案件の公開があったことを、電子メールでお知らせする『大阪市電子入札案件お知らせメール』のサービスが利用できます。

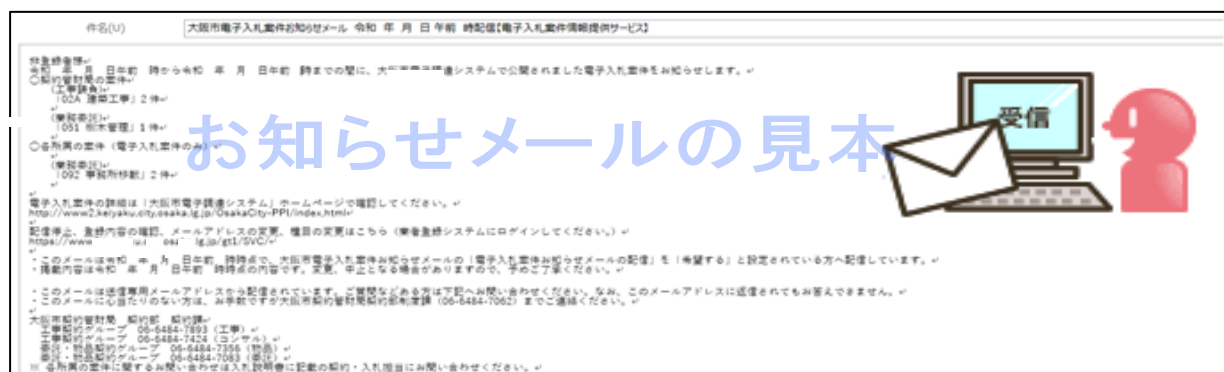
このサービスは、大阪市の入札参加有資格者の方がご利用でき、お知らせを希望する種目の電子入札案件が公開されたことを電子メールでお知らせするサービスです。

大阪市電子入札案件お知らせメールについて

対 象	大阪市の入札参加有資格者
登録受付	随時（土・日・祝日・年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）
登録方法	インターネットを利用して、大阪市電子調達システム「業者登録システム」にログインし、「電子入札案件お知らせメール」メニューから、お知らせを希望する種目や送信先メールアドレス（6 つまで）を登録してください。
メール配信	お知らせを希望する種目の案件が公開された日の午前 10 時から午前 11 時の間にメールを配信します。（午前 10 時以降に公開された案件については、翌開庁日に配信します。）

注意事項

- お知らせの対象となる案件は、大阪市電子調達システムで公開された一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、総合評価一般競争入札の電子入札案件です。
- 工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等のうち、複数の入札参加資格をお持ちの方は、いずれかの ID でログインしていただくことで、全ての種目の登録ができます。
- 携帯電話のメールアドレスの登録も可能ですが、メール本文から電子入札案件情報へのリンクが機能しない場合があります。
- 電子入札案件お知らせメールの登録解除、種目の変更、メールアドレスの変更も、業者登録システムから行えます。
- 大阪市の入札参加資格がなくなった場合は、自動的に登録は解除されます。
- 電子入札案件お知らせメールの登録画面の「ご注意」もよくお読みください。
- メールを受信ができない場合は、ネットワーク設定やメール設定を確認し、「@keiyaku.city.osaka.jp」のドメインからのメールが拒否設定されていないかをご確認ください。



資料１ 誓約事項

大阪市への入札参加資格審査申請時に、「業者登録システム」上で次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。

同意いただけない場合は、大阪市への申請はできません。

誓約事項	内 容
誓約事項１	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項２	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項３	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項４	大阪市により営業所の実態調査が行われることを承諾します。調査の結果、大阪市競争入札参加停止措置要綱に該当することになった場合、停止措置を受けることを承諾します。
誓約事項５	承認日時点で、大阪府の建設工事、物品・委託役務関係、測量・建設コンサルタント等業務の各競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、この申請が取り消されることを承諾します。
誓約事項６	承認後、大阪府の建設工事、物品・委託役務関係、測量・建設コンサルタント等業務の各競争入札参加資格者名簿から抹消された場合（工事請負にあっては、経営事項審査切れによる名簿抹消含む）、または登録業種に増減があった場合は、大阪市の各入札参加有資格者名簿から抹消、または登録種目が増減されることを承諾します。
誓約事項７	大阪府競争入札参加資格の登録のために大阪府に提出した情報を、大阪市が大阪府から提供を受けることを承諾します。

資料2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第7条から第9条の規定に基づき、本市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第9条 局長等は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

- 2 局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としてしていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

- 第11条 局長等は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（入札等除外措置の通知等）

- 第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札除外措置、同条第3項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第6項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○ 別表

措 置 要 件	措 置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

(参考) 大阪市暴力団排除条例 (抄)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等)

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければならない。

資料3 経営事項審査における総合評定値(P点)に対しての物件等級及び発注予定価格

大阪市が発注する、土木工事、建築工事（プレハブ工事、解体工事を除く）、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事及び造園工事の請負契約に係る入札（施工に特殊な技術を要する工事その他市長が資格を追加して定めることが適当でないと認める工事の請負契約に係る入札を除く。）の参加資格は、原則として工事の種類及び予定価格を区分して、経営事項審査の結果を勘案して定めています。

「経営事項審査における総合評定値(P点)に対しての物件等級及び発注予定価格」については、「大阪市電子調達システム【入札・契約制度に関するお知らせ】」からご確認ください。

※申請入力後システムから出力できます。

○ 大阪市提出書類確認表

○ 大阪市使用印鑑届

○ 宛名ラベル

[illegible]

○ 大阪市営業所所在地等報告書（2 枚あります）【工事請負のみ】

[illegible]

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

大阪市使用印鑑届記載例

「注意すること」

- ・ A4 縦型用紙に片面印刷してください
- ・ 枠から印がはみ出ないようにしてください

大阪市使用印鑑届

商 号 又 は 名 称	(株) みほん
代 表 者 役 職 氏 名	*****役職 *****
受 任 者 役 職 氏 名	*****役職 *****
	実 印 使 用 印

「代表者の実印」

※印鑑登録された代表者の印を鮮明に押印してください。

「使用印として登録できないもの」

- × 商号等又は氏名、役職名が登録内容と異なる印
(実印、役職名の一部を表示した印は登録可)
- × 商号等のみ、部署名などの印
- × 受任者を設定している場合の代表者の実印
- × スタンプ印

「代表者の印（受任者を設定している場合は受任者の印）」

※鮮明に押印してください。

この様式は申請後、電子調達システムの「業者登録システム」から出力できます。

大阪市営業所所在地等報告書記載例

※ 工事請負のみ

全ての欄について、漏れ等が無い様に作成してください。

※誤りや漏れがあった場合は再提出をお願いすることとなります。

新規

1 / 5

大 阪 市 営 業 所 所 在 地 等 報 告 書

令和5年09月21日

大阪市長

本店（主たる営業所）の所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 の 役 職・氏 名
大 阪 市 旭 区 ○ ○ 町 1 - 2 - 3 4
(株) サンプル
代表取締役 代表 太郎

支店 又は 営業所 の 所在地
受 任 者 の 役 職・氏 名
大 阪 市 旭 区 ○ ○ 町 1 - 2 - 3 4
支店長 代表 太郎

電 話 番 号
000-0000-0003

大阪市と契約する窓口について、次のとおり報告します。

建物の所有形態	自社（自己）所有
建物の形態	ビル (ビ ル 名 サンプルビル5階)
営業所の使用状況	営業所専用
標 識	設置場所 (事務所入口)
看 板	設置場所 (建物入口)
電 話 設 備	固定電話
机等什器備品	机 (10 台) いす (多数) 複写機
経營業務管理責任者	*支店登録の場合は報告不要です。
営業所における専任の技術者	職名(支店長) 氏名(代表 太郎) 上記の者の技術者資格(1級土木施工管理技士) 上記の者の在籍確認ができるもの(雇用保険、健康保険) 上記以外の技術者数(5名)
営業に関する事項を記した帳簿	備えている

経營業務管理責任者欄

建設業許可申請の際、「経營業務の管理責任者証明書」(様式7号)において証明されている方を報告してください。

※支店登録の場合は報告不要です。

(お願い)

1. 大阪市営業所所在地等報告書に基づいて実地調査を実施します。調査の際に記載内容について、関係書類等の確認を行いますのでご協力をお願いします。
2. 調査の結果によっては、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき「支店等への情報提供」を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

次 頁

(貼付書類)

1. 営業所の附近見取図
2. 営業所の外観の写真(商号又は名称が確認できるもの)
3. 営業所内部の写真

※提出書類は控えを取っておいてください。

※【経營業務管理責任者欄】建設業許可申請の際、「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」において証明されている方を報告してください。
(支店登録の場合は報告不要です。)

※【営業所における専任の技術者欄】代表的な方の職名・氏名、技術者資格(代表的なもの)及び在籍確認ができるものを報告してください。

上記以外の技術者数には、代表的な方以外の専任の技術者の人数を報告してください。

(専任技術者が営業所に1名の場合は、上記以外の技術者数は0名としてください)

営業所における専任の技術者欄

代表的な方の職名・氏名、技術者資格(代表的なもの)及び在籍確認ができるものを報告してください。

上記以外の技術者数には、**代表的な方以外の専任の技術者の人数を報告してください。**(専任技術者が営業所に1名の場合は、上記以外の技術者数は0名としてください)

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

※ 工事請負のみ

T3900001

(様) サンプル

2 / 2

大阪市営業所所在地等報告書(地図・写真貼付用)

- 1 営業所の附近見取図(北方向を記入してください。駅、バス停、学校等目録になるものを記入し、できるだけ詳細に記入してください。住宅地図等の写しの貼付け可。)
スペースに記入や住宅地図等の写しを貼付けできない場合は、「別紙のとおり」と記載し、次項に添付してください。

各スペースに住宅地図等の写しを貼付けできない場合は、「別紙のとおり」と記載し、次項に添付してください。

- 2 営業所外観の写真(商号又は名称が特定できるもの) *写真の裏面に会社名を記入してください。
*支店登録の場合は支店の状況を報告してください。テナントビル等で、看板や表札等と建物の外観が一枚で撮影できない場合は、複数枚の写真を貼付していただくなど、営業所の状況がハッキリと判るように作成願います。

テナントビル等で、看板や表札等と建物の外観が一枚で撮影できない場合は、複数枚の写真を貼付していただくなど、営業所の状況がハッキリと判るように作成願います。
※支店登録の場合は支店の状況を報告してください。

のり付け
スペースに写真を貼付けできない場合は、「別紙のとおり」と記載し、次項に添付してください。

- 3 営業所内部の写真 *写真の裏面に会社名を記入してください。

のり付け
スペースに写真を貼付けできない場合は、「別紙のとおり」と記載し、次項に添付してください。

※提出書類は控えを取っておいてください。

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

総合評価値通知書

大阪市が発注する工事請負の入札において、種目登録に必要な建設業許可に対応する、経営事項審査の総合評価値通知書の完成工事高の「年平均」欄が〇の場合は、その種目にかかる入札に参加できません。

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書

審査基準日 許可 年 月 日

電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高(%)
行政庁 記入欄

経営規模等評価の結果
総合評価値 を通知します。

年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評価値(P)	完成工事高	元請完成工事高及び技術職員数					自己資本額及び利益額	評価点
			年平均	元請完成工事高 年平均	一般 (講習受講)	技術 員数	二級	その他 (Z)		
土	水一式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	建築一式									
	大工									
	包工									
	とび・土工・コンクリート									
	法面築造									
	石									
	屋根									
	電気									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物									
	鋼構上野									
	鉄筋									
	ぼんせつ									
	金									
	ガラス									
	漆装									
	防水									
内装仕上										
機械器具設置										
熱地熱										
電気通信										
造園										
さく井										
建築										
水道施設										
消防施設										
清掃施設										
その他										
合計										

「年平均」欄が0の場合は、その種目にかかる入札に参加できません。

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上経利益		負債即期期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		経資本売上経利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評価点 (Y)			
経資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
経資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位: 千円]

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システム (<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) において随時発表します。

申請を行われる方及び有資格者の方は最新情報・お知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いします。

「入札参加資格申請」「ID発行」などはこちら

「申請要領」「操作マニュアル」などはこちら

「入札・契約制度に関するお知らせ」

「入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ」はこちら

「電子入札以外の情報」はこちら

大阪市電子調達システム
<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

システムメニュー

- システム操作に際した時
大阪市電子調達システム
ヘルプデスク
電話：06-6945-4003
お問い合わせ（お問い合わせください）
- 入札情報サービス
 - 入札案件情報
 - 入札結果情報
 - 契約結果情報
 - 有資格者名簿情報 など
- 電子入札システム
 - 電子入札
 - 入札ID登録
 - 操作マニュアル など
- 業者登録システム
 - 入札参加資格申請
 - 入札ID発行申請
 - 操作マニュアル など
- 初めての方へ
 - 電子入札システム（体験版）

お知らせ

【入札・契約制度に関するお知らせ】

※重要な情報を掲載していますので、必ずご覧ください。

【システム利用に関するお知らせ】

※重要な情報を掲載していますので、必ずご覧ください。

【入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ】

※重要な情報を掲載していますので、必ずご覧ください。

更新日

【工事請負】
【更新日】
【更新日】

【物品供給等】
【更新日】
【更新日】

【業務委託】
【更新日】
【更新日】

【測量・建設コンサルタント等】
【更新日】
【更新日】

※「測量・建設コンサルタント等」を「コンサルタント」とも表示している場合があります。

資料・ご案内

- 各種資料ダウンロード
 - 入札参加資格申請関係
 - 入札参加要領等
 - 入札制度に関する資料 など
- 入札参加停止措置一覧
 - 大阪市電子調達システム入札参加停止措置公表要領による一覧
- 入札等除外措置一覧
 - 入札等除外措置公表要領による一覧（PDF形式）
- 不用品売却入札等のご案内
 - 契約管理財局における不用品売却案件に関する案内
- よくある質問
 - よくある質問と回答
- 指定管理者公募のご案内
 - 大阪市の施設の管理者に関する案内

リンク先

<大阪市>

- 大阪市ホームページ
- 不動産の売却入札等のご案内
- 不動産の貸付入札等のご案内

<契約管理財局>

- 契約管理財局ホームページ

地方独立行政法人
大阪市民病院機構

<大阪府>

- 大阪府電子調達システム

連絡先

●大阪府契約管理財局 契約部

〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館5階（地図）

【契約制度課】
契約制度課 06-6484-7083

【工事請負】
契約部（工事契約グループ） 06-6484-7424・7893

【物品供給等】
契約部（物品供給グループ） 06-6484-7955

【業務委託、測量・建設コンサルタント等】
契約部（業務委託グループ） 06-6484-7093

●契約管理財局以外の連絡先 → [こちら](#)

システムの利用時間について

業者登録システム・電子入札システムは、午前8時から午後5時30分まで利用できます（大阪市における業務の休日を除く）。それ以外については、いつでも利用できます。ただし、毎日午前0時から午前2時45分までは、メンテナンスのため利用できません。

利用時間中に、業者登録・電子入札システムのボタンが機能しない場合はこちら

PDF形式の資料をご覧いただく場合は、PDFファイルの開覧ソフトが必要です。Adobe Reader 等をお持ちでない方は、左のボタンをクリックし、手順に従ってダウンロードしてからご覧下さい。

サイトマップ 動作環境と設定 認証局一覧 ヘルプデスク 初めての方へ

Copyright (C) City of Osaka All right reserved

よくある質問と回答

質 問	回 答
【全般】 今回新たに大阪市に申請したいのですが、どのようにすればよいですか。	・ 工事請負は、令和6・7・8年度分、物品供給等・業務委託は令和7・8・9年度分、測量・建設コンサルタント等は令和5・6・7年度分として、申請受付期間を定め受付けています。申請要領をよくご覧になり、大阪市の申請受付期間中に電子申請により申請してください。書類の提出も必要です。 ・ 複数の申請を行う場合は、ID・パスワードを別々に取得し、申請してください。
【全般】 現在、大阪府に登録がありませんが、いつまでに大阪府に登録されれば大阪市へ申請ができますか。	・ <u>大阪市の承認日に大阪府に登録されている必要があります。</u> ・ 大阪府に申請中（登録はまだ）の方や、大阪府への申請がまだの方でも、大阪市の承認日時点で大阪府に登録されれば問題ありません。（ただし、必ず大阪市に申請を行う必要があります。） ・ 大阪市の承認日までには、建設工事、測量・建設コンサルタント等は大阪市の承認日の前月の10日までに大阪府に随時申請を行ってください。物品供給等・業務委託は、大阪府では随時に申請を受付けていますが、大阪府の承認までに10日から2週間程度の日数を要します。
【全般】 現在、大阪府の有資格者ですが、大阪市へは何もしなくても登録されるのですか。（大阪市への申請は必要ないのですか。）	・ 大阪府の有資格者であっても、自動的に大阪市の有資格者へ登録されることはありません。 ・ 大阪府の有資格者のうち、大阪市の入札参加を希望される方は、大阪市への申請も必ず行ってください。
【全般】 大阪市と大阪府で異なる内容で支店登録はできますか。	・ 大阪府に登録した契約先営業所がそのまま大阪市の契約先営業所になります。異なる内容での登録はできません。

質 問	回 答
【全般】 大阪市への申請手続きの中で、登録種目はどこで申請するのですか。	・ 大阪府に登録した種目が、大阪市へ登録されるため、大阪市へ種目の申請は必要ありません。（ただし、工事請負で承認後に行う「希望種目」の登録は、承認日以降に大阪市電子調達システム＞業者登録システムで行ってください。）
【全般】 登録種目のどれに登録したらいいのかわかりません。	・ 申請者の業務内容は多岐に渡るため、種目の例示を参考にし、大阪府への申請時に種目を選択してください。種目数の制限はありません。
【全般】 大阪市への申請後、大阪府の業者番号を取得しました。どうすればよいですか。	・ 大阪市への申請に大阪府の業者番号を入力していただく必要があります。大阪市電子調達システム＞業者登録システムにログイン＞申請メニュー「補正があります」＞「補正」で大阪府の業者番号を入力し送信してください。 ・ 大阪府の業者番号の入力だけであれば、書類の再提出は不要です。
【全般】 申請受付期間内に電子申請を行ったが、提出書類を出し忘れて受付最終期限を過ぎてしまいました。どうすればよいですか。	・ 書類の提出が無かったものは、申請が完了していないため承認されません。 ・ <u>ID・パスワードも無効となりますので、再度、仮ID・パスワードを取得するところからやり直し、申請入力後に出力される最新の書類（使用印鑑届等）を提出していただく必要があります。</u> ・ 提出書類受付最終日の午後 5 時 30 分を過ぎて到着した提出書類も受付けすることができず、同様に承認されません。 ・ 期限を過ぎて到着した提出書類は返却することが可能です。大阪市の各担当（27 ページ）まで連絡のうえ、窓口での受領（本人又は代理人を確認できる書類が必要です。）又は、返信用の封筒を同封（簡易書留郵便で郵送できる切手を貼付すること。）し送付していただければ返送いたします。

質 問	回 答
【全般】 会社が合併予定（又は合併した）だが、届出が必要ですか。	・ 大阪府に変更申請を行い、認定を受けてください。認定の内容によっては、大阪市に書類の提出が必要となる場合があります。詳しくは、大阪市電子調達システムの「各種資料ダウンロード」より、変更が生じた場合の操作説明をご確認ください。 ・ また、大阪市と取引中（入札・見積もり手続き中等含む）に合併等（分割、事業譲渡等含む）が生じる場合は、事前取引先の担当に連絡し、指示を受けてください。
【全般】 大阪市への申請後、承認日までに申請内容に変更（代表者の変更など）が生じたが、どうすればよいですか。	・ 大阪府の競争入札参加資格審査申請の変更手続きを行ってください。なお、変更内容に応じて大阪市への提出書類（「大阪市使用印鑑届」及び「大阪市営業所所在地等報告書」（「大阪市営業所所在地等報告書」は工事請負のみ）の再提出が必要になりますので、大阪市の各担当（27 ページ）までご確認ください。
【工事】 大阪市の工事請負のWTO 案件に参加したいのですが、大阪府の「建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」に登録する必要がありますか。	・ 大阪府の「建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録は必要ありません。 ・ 大阪市の WTO 案件に参加するには、大阪府において「大阪府建設工事競争入札参加資格」に登録のうえ、大阪市の「工事請負」に登録いただくか、WTO 案件ごとに定めた申請期間に申請し、承認を受ければ参加できます。
【物品】 大阪市の「物品売払」の登録の更新はどうすればよいですか。 （これも大阪府に登録される必要があるのですか。）	・ 大阪市の「物品売払」については、大阪市独自で受付・承認を行っていますので、大阪府の競争入札参加資格の登録は不要です。 ※不用品売払入札等については、 https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html を参照してください。

申請についてのお問い合わせ

申請について不明な点は、各担当へお問い合わせください。

申請の 内容に 関すること	工事請負 測量・建設コンサルタント等	電話 06-6484-7424、7893 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
	物品供給等	電話 06-6484-7356 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ
	業務委託	電話 06-6484-7083 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ
システムの操作に関すること		電話 06-6945-4003 大阪市電子調達システムヘルプデスク

大阪府の競争入札参加資格審査申請に 関すること	電話 06-6944-6429・6644 大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ
大阪府のシステムの操作に関すること	電話 06-4400-5180 大阪府電子調達ヘルプデスク
大阪府電子契約ポータルサイト https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index	

大阪市電子調達システムホームページ

<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

大阪市電子入札

検 索

大阪市入札参加資格審査申請要領（随時申請用）第1版

大 阪 市